

印刷物仕様書

印刷物		教養試験問題集①	教養試験問題集②
形式	規格	B 5 判	
	頁数	40ページ	40ページ
	刷色	(表紙、白紙面等を含むすべてのページ数) 1 色 (黒色)	
	編冊	B 4 左折 2 カ所とめ有り (中とじ又は片面 2 カ所とめ)	
用紙	上質紙 55kg程度		
印刷原稿	Microsoft Wordデータ若しくはPDFデータでの引渡し		
印刷部数	750部	1,200部	
印刷日程	6月中旬 : 任用調査課職員と日程等調整 6月下旬 : 任用調査課職員立会いのうえ印刷・製本 ※立会いについては、原則として午前9時から午後5時半までとすること。		
梱包	50部/1包		
校正	任用調査課職員立会い時に行う。		
納入期限	令和2年6月下旬 (印刷・製本作業最終日とする。)		
納入場所 (引渡場所)	大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所4階 大阪市行政委員会事務局任用調査部任用調査課 (任用調査課職員立会いのうえ引渡しとする。)		
作業について	(1)当該品の重要性を考慮し、印刷・製本にあたっては漏洩、散逸等のないよう、取り扱いには十分注意すること。なお、試し刷り、ミスプリント及び裁断ミス等が発生した場合についても同様とする。 (2)契約締結後、印刷日程(版下作成から梱包まで)のスケジュールを作成し、任用調査課職員の承認を得ること。なお、印刷・製本作業が2日以上に渡る場合については、必ず連続する日程とすること。 (3)版下作成から梱包までのすべての作業で、印刷物等の管理を行うこと。 (4)原稿引渡しから成果品納品までにおける各作業については、必ず任用調査課職員立会いのもと行うこととする。 (5)ミスプリント等がないよう十分注意するとともに、試し刷りを行う場合には当該印刷物への混入を防ぐため、別用紙を用いること。また、ミスプリント等が成果品に混入しないよう、厳重に検査を行うこと。		
安全性の確保 について	(1)印刷等作業にあたっては、作業責任者及び従事者全員の氏名を任用調査課職員に報告すること。なお、従事者は最小限とすること。 (2)印刷等作業中は、関係者(任用調査課職員、作業責任者及び従事者)以外の作業場所への立入りを禁止すること。 (3)印刷等作業が2日以上に渡る場合、成果物及び版下等の保管にあたっては、施錠可能な保管場所に収納し、納入期限までの間、責任をもって管理すること。なお、印刷・製本作業の途中でその日の作業を終了する必要がある場合は、当該作業場所の施錠や印刷機の封印等、必要に応じた措置をとること。 (4)納入時、成果品及び版下のほか、ミスプリント、裁断ミス及び残余分全てを任用調査課職員に引き渡すこと。 (5)作業に要する印刷機器等が、他のネットワーク等に接続されていないこと。 (6)本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。		
その他	(1)契約後の疑義については、全て本市の解釈によるものとする。 (2)当該契約は上記印刷部数(予定数)による概算契約とし、確定の印刷部数については本市の指示を必ず受けること。 (3)当該見積金額の算定にあたっては、必ず各印刷物の1部当たりの印刷費用と版下作成等費用をそれぞれ提示すること。なお、契約金額の確定は各印刷物の1部当たりの印刷費用に確定の印刷部数を乗じた金額と版下作成等費用を合計した金額とする。		
本市担当者	大阪市行政委員会事務局任用調査部任用調査課 (TEL:06-6208-8545)		

グリーン配送に係る特記仕様書

1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車を除く次の各号に定める自動車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

(1) 低公害車

ア 天然ガス自動車

イ 電気自動車

ウ ハイブリッド自動車

エ 車両総重量が3.5トンを超えるLPガス自動車

(2) ガソリン自動車

(3) LPガス自動車（ただし、第1号エに掲げるものを除く。）

(4) ディーゼル自動車

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境管理課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

(1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車

(2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ

電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。